

国立大学法人高知大学設計・監理等業務委託契約取扱細則

平成16年4月1日

規則第125号

最終改正 令和7年1月20日規則第53号

(趣旨)

第1条 国立大学法人高知大学における施設整備事業に伴う設計及び監理業務の委託契約に係る事務処理については、国立大学法人高知大学会計規則その他の規則又はこれらに基づく特段の定めによるほか、この細則の定めるところによる。

(設計・監理に係る委託報酬額)

第2条 国立大学法人高知大学が発注する請負工事設計及び監理業務の委託報酬額の算出は、設計及び監理業務委託報酬額算出基準等の改正について（平成18年9月1日付18施施企第48号文教施設企画部施設企画課契約情報室長通知）の規定を準用するものとする。

(設計に係る要項の準用)

第3条 設計に係るこの細則の運用においては、設計業務委託契約要項について（平成10年4月27日付文施指第166号文教施設部長通知）の規定を準用するものとする。なお、同規定中「国庫」を「国立大学法人高知大学」と読み替えるものとする。

(要項の運用)

第4条 前条による細則の運用については、「設計業務委託契約要項」及び「設計業務委託契約要項実施細目」の運用について（平成10年4月27日付10施指第24号監理室長通知）の規定を準用するものとする。なお、同規定中「契約担当官等」を「契約担当役」、「予算決算及び会計令」を「国立大学法人高知大学会計規則等」と読み替えるものとする。

(設計業務委託特記仕様書書式)

第5条 国立大学法人高知大学が発注する設計業務における仕様書書式については、設計業務委託特記仕様書の改定について（平成20年3月31日付19施参事第43号文教施設企画部参事官通知）の規定を準用するものとする。

(設計業務委託現場説明書書式)

第6条 国立大学法人高知大学が実施する設計業務委託における現場説明書の書式については、設計業務委託現場説明書書式について（平成15年4月14日付15施施企第4号監理室長通知）の規定を準用するものとする。なお、同規定中「歳入歳出外現金出納官吏」及び「政府保管有価証券取扱主任官」を「出納役」、「契約担当官等」を「契約担当役」、「官職氏名」を「役職氏名」と読み替えるものとする。

(測量調査等に係る要項の準用)

第7条 測量調査等に係る本規定の運用においては、測量調査等請負契約要項について（平成15年7月22日付15文科施第164号文教施設部長通知）の規定を準用するものとする。なお、同規定中「国庫」を「国立大学法人高知大学」と読み替えるものとする。

(共同設計方式の取扱い)

第8条 建設工事に係る設計業務を設計共同体に委託する場合の取扱いについては、建設工事に係る設計業務の共同設計方式の取扱いについて（平成11年3月31日付文施指第175号文教施設部長通知）の規定を準用するものとする。なお、同規定中「契約担当官等」を「契約担当役」と読み替えるものとする。

(監理に係る要項等の準用)

第9条 監理に係るこの細則の運用においては、工事監理業務委託契約要項について（平成20年3月31日付19文科施第513号文教施設企画部長通知）及び工事監理業務委託現場説明書書式について（平成20年3月31日付19施企第39号文教施設企画部施設企画課契約情報室長通知）の規定を準用するものとする。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月5日規則第74号）

この要領は、平成21年3月5日から施行する。

附 則（令和7年1月20日規則第53号）

この細則は、令和7年1月20日から施行する。